

令和5年度青森県就農フェア運営業務仕様書

1 委託業務名

令和5年度青森県就農フェア運営業務

2 業務目的

新規就農者の確保を目的に、県内外の就農に関心のある人を対象に、就農支援団体や求人のある農業法人から直接就農に関する情報が得られる本県独自の就農フェアをオンラインで開催する。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年10月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 就農フェアの名称

フェアの目的が明確であり、集客に効果的な名称を提案すること。

(2) 日程

令和5年8月～9月のいずれか1日とし、具体的な日程は県と協議の上決定すること。

(3) 開催方法

Zoom等のweb会議ツールを利用したオンラインでの開催とすること。

(4) 対象者

県内高校生や大学生、県内外の一般求職者、転職者等を対象として開催することとし、県外の範囲としては、東北・関東地域を想定している。

(5) 開催内容

就農までの流れや支援制度、先輩就農者の体験談等を紹介するセミナーと、就農支援団体や農業法人との個別相談会の二部構成とするなど、就農への理解が促進されるとともに、参加者と出展者のマッチングが図れる内容とすること。

なお、個別相談会は、1回30分以内で参加者と出展者が1対1で相談を行う内容を想定している。

(6) 個別相談会の出展者

出展者は15団体（社）程度とし、委託者が募集を行い、出展者リストを受託者に提供する。

(7) 就農フェアの周知

集客を図るため、予算の範囲内で効果的な周知を行うこと。

なお、当フェアの周知に当たっては、県が運営する青森県農業・就農情報サイト「農ナビ青森」(<https://www.nounavi-aomori.jp>)内に、委託者の負担で特設ページを設け、フェア概要の紹介や参加申込みフォームを設置することが可能。

(8) 事前説明会の開催

出展者を対象に、フェア概要や個別相談会の対応方法等についての説明会をオンラインで1回すること。

(9) フェアの運営

フェア当日の運営を行うこと。なお、受託者の要請に応じて、委託者が人員（職員）を配置することが可能。

なお、オンラインでの開催となるため、配信会場の設置は任意とする。

(10) アンケートの実施

出展者及び参加者に対してアンケートを実施し、集計すること

5 成果品等

(1) 業務完了報告書

(2) アンケート結果

6 著作権

(1) 受託者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者から権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責めにおいて解決するものとする。

(2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て委託者に帰属するものとする。

また、受託者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても委託者に帰属するものとする。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品及び第三者が制作した著作物については、委託者及び委託者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受託者の承諾無く自由に使用できるものとする。

(4) 受託者は、青森県及び委託者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。